

○農林水産省令第五十七号

植物防疫法（昭和二十五年法律第一百五十一号）第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十一月八日

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改 正 後

別表二（第九条関係）

地 域	植 物	備考（対象とする 検疫有害動植物）
一 （略）	（略）	（略）
二 （略）	かんきつ類（げつきつ、からたち属植物、きんかん属植物及びみかん（かんきつ）属植物並びにこれらの交雑種をいう。以下同じ。）（付表第四、第五、第十及び第五十八に掲げるものを除く。）、あかぎ、アキー、アザデイラクタ・エクセルサ、アフゼリア・クシロカルバ、アボカド（付表第八十九及び第九十一に掲げるものを除く。）、あまめしば、アランギウム・キネンセ、アランギウム・サルウィーフォリウム、アルタボトリス・シアメンシス、アルタボトリス・モンテイロアエ、アルビニア・ムティカ、アレンガ・ウエスターハウティ、イカキナ・セネガレンシス、イクソラ・ジャワニカ、イクソラ・マクロティルサ、いちじく、いちじくぐわ、いぬびわ、イルピンギア・ガボネンシス、イルピンギア・マラヤナ、いんどめてんぐ、うどんげのき、ウバリア・カマエ、ウバリア・グランディフロラ、エクスコエカリア・アガロカ、エラエオカルプス・ハイグロフィルス、おうぎやし、おおいたび、おおばいぬびわ、お	（略）

改 正 前

別表二（第九条関係）

地 域	植 物	備考（対象とする 検疫有害動植物）
一 （略）	（略）	（略）
二 （略）	かんきつ類（げつきつ、からたち属植物、きんかん属植物及びみかん（かんきつ）属植物並びにこれらの交雑種をいう。以下同じ。）（付表第四、第五、第十及び第五十八に掲げるものを除く。）、あかぎ、アキー、アザデイラクタ・エクセルサ、アフゼリア・クシロカルバ、アボカド（付表第八十九に掲げるものを除く。）、あまめしば、アランギウム・キネンセ、アランギウム・サルウィーフォリウム、アルタボトリス・シアメンシス、アルタボトリス・モンテイロアエ、アルビニア・ムティカ、アレンガ・ウエスターハウティ、イカキナ・セネガレンシス、イクソラ・ジャワニカ、イクソラ・マクロティルサ、いちじく、いちじくぐわ、いぬびわ、イルピンギア・ガボネンシス、イルピンギア・マラヤナ、いんどめてんぐ、うどんげのき、ウバリア・カマエ、ウバリア・グランディフロラ、エクスコエカリア・アガロカ、エラエオカルプス・ハイグロフィルス、おうぎやし、おおいたび、おおばいぬびわ、おおばらいちご、おきなわ	（略）

農林水産大臣 小里 泰弘

ばらいちこ、おきなわずめうり、オクレイナウクレア・メインゲイイ、オピリア・アメンタケア、おらんだいちこ、オリブ、カカオノキ、カシューナッツ、がじゆまる、カッパリス・セビアリア、カッパリス・トメントサ、からすうり、キオナンツス・パーキンソニー、キサントフィルム・アマエヌム、キサントフィルム・フラウエスケンス、キシメニア・アメリカナ、きばなきようちくとう、きゆうり、きんきじゆ、ククルビタ・アルギロスペルマ、グネツム・グネモン、グメリナ・エリプティカ、グメリナ・フィリッペンシス、グリコスミス・ペンタフィラ、クリソバラヌス・イカコ、くろつぐ、くろみのおきなわずめうり、ケドロステイス・ヒルテラ（付表第七十四に掲げるものを除く）、コッキニア・グランデイス、こみのくろつぐ、コルディア・ミクサ、コルディラ・ピンナータ、ごれんし、コロシントウリ（付表第六十六に掲げるものを除く）、ざくろ、さとうやし、サバ・コモレンシス、サバ・セネガレンシス、サラカやし、さるかけみかん、サントール、シトロフォーチユネラ・ミクロカルバ、しようべんのき、しろだも、すいか、スクレロカリア・ビレア、スコエフィア・フラグランシ、せいようかぼちや（付表第六十七に掲げるものを除く）、セルティス・テトランドラ、たいへいようぐるみ、たぶのき、ディレニア・オポバタ、デスモス・キネンシス、テトラクトミア・マジウス、てりはほく、てんじくいぬかんこ、てんにんか、とうぐわ、とかどへちま（付表第七十五に掲げるものを除く）、トマト、

すずめうり、オクレイナウクレア・メインゲイイ、オピリア・アメンタケア、おらんだいちこ、オリブ、カカオノキ、カシューナッツ、がじゆまる、カッパリス・セビアリア、カッパリス・トメントサ、からすうり、キオナンツス・パーキンソニー、キサントフィルム・アマエヌム、キサントフィルム・フラウエスケンス、キシメニア・アメリカナ、きばなきようちくとう、きゆうり、きんきじゆ、ククルビタ・アルギロスペルマ、グネツム・グネモン、グメリナ・エリプティカ、グメリナ・フィリッペンシス、グリコスミス・ペンタフィラ、クリソバラヌス・イカコ、くろつぐ、くろみのおきなわずめうり、ケドロステイス・ヒルテラ（付表第七十四に掲げるものを除く）、コッキニア・グランデイス、こみのくろつぐ、コルディア・ミクサ、コルディラ・ピンナータ、ごれんし、コロシントウリ（付表第六十六に掲げるものを除く）、ざくろ、さとうやし、サバ・コモレンシス、サバ・セネガレンシス、サラカやし、さるかけみかん、サントール、シトロフォーチユネラ・ミクロカルバ、しようべんのき、しろだも、すいか、スクレロカリア・ビレア、スコエフィア・フラグランシ、せいようかぼちや（付表第六十七に掲げるものを除く）、セルティス・テトランドラ、たいへいようぐるみ、たぶのき、ディレニア・オポバタ、デスモス・キネンシス、テトラクトミア・マジウス、てりはほく、てんじくいぬかんこ、てんにんか、とうぐわ、とかどへちま（付表第七十五に掲げるものを除く）、トマト、トリファシ

トリファシア・トリフォリア、ナウクレア・オリエンタリス、ながばのこれんし、なつめやし、なんようざくら、にがうり、ねぐろも、ねじれふさまめのき、ハエマトスタフィス・バーテリ、はくさんぼく、バツカウレア・ラケモサ、バツカウレア・ラミフロラ、ババイヤ（付表第一、第十一及び第十二に掲げるものを除く。）、はまいぬびわ、はまびわ、パラミグニア・アンダマニカ、パリナリ・アナメンシス、ひょうたんのき、ひろはふさまめのき、びわ、びんろうじゆ、フアグラエア・ケイラニカ、フアグラエア・ラケモサ、フィクス・エリゴドン、フィクス・オットニフォリア、フィクス・グロッツラリオイデス、フィクス・コンカティアン、フィクス・ヒスピダ、フィクス・ベンジャミナ、フィサリス・ミニマ、フェイジョア、フラケールティア・ルカム、ブレイニア・ラケモサ、ブレオニア・キネンシス、ヘイネア・トリジュガ、へちま（付表第七十六に掲げるものを除く。）、ペポかぼちや（付表第六十八に掲げるものを除く。）、ベルノキ、ポリアルティア・ロンギフォリア、ホリガルナ・クルツィー、まるばちしやのき、まるめろ、マンメア・シアメンシス、ミクソピルム・スミラキフォリウム、ミクロコス・トメントサ、めじろほおずき、メロン、もまたまな、モモルデイカ・バルサミナ、やえやまあおき、やぶにつけい、やまも、ゆうがお（付表第六十九に掲げるものを除く。）、らんばい、ランプータン、りゆうがん（付表第七十七に掲げるものを除く。）、りんご、れいし（付表第十三、第十四及び第七十一に掲げるものを除く。）、レピサンテ

ア・トリフォリア、ナウクレア・オリエンタリス、ながばのこれんし、なつめやし、なんようざくら、にがうり、ねぐろも、ねじれふさまめのき、ハエマトスタフィス・バーテリ、はくさんぼく、バツカウレア・ラケモサ、バツカウレア・ラミフロラ、ババイヤ（付表第一、第十一及び第十二に掲げるものを除く。）、はまいぬびわ、はまびわ、パラミグニア・アンダマニカ、パリナリ・アナメンシス、ひょうたんのき、ひろはふさまめのき、びわ、びんろうじゆ、フアグラエア・ケイラニカ、フアグラエア・ラケモサ、フィクス・エリゴドン、フィクス・オットニフォリア、フィクス・グロッツラリオイデス、フィクス・コンカティアン、フィクス・ヒスピダ、フィクス・ベンジャミナ、フィサリス・ミニマ、フェイジョア、フラケールティア・ルカム、ブレイニア・ラケモサ、ブレオニア・キネンシス、ヘイネア・トリジュガ、へちま（付表第七十六に掲げるものを除く。）、ペポかぼちや（付表第六十八に掲げるものを除く。）、ベルノキ、ポリアルティア・ロンギフォリア、ホリガルナ・クルツィー、まるばちしやのき、まるめろ、マンメア・シアメンシス、ミクソピルム・スミラキフォリウム、ミクロコス・トメントサ、めじろほおずき、メロン、もまたまな、モモルデイカ・バルサミナ、やえやまあおき、やぶにつけい、やまも、ゆうがお（付表第六十九に掲げるものを除く。）、らんばい、ランプータン、りゆうがん（付表第七十七に掲げるものを除く。）、りんご、れいし（付表第十三、第十四及び第七十一に掲げるものを除く。）、レピサントス・

付表 一〇九十九 (略)	三〇二二三 (略)	
	(略)	ス・テトラフィラ、レピサンテス・ルビギノサ、わんび、あかたねのき属植物、かき属植物、カリッサ属植物、ぐみ属植物、コーヒーノキ属植物、さくら属植物、とうがらし属植物、とけいそう属植物、なし属植物、なす属植物、なつめ属植物（付表第六十三に掲げるものを除く）、にんめんし属植物、ばしろう属植物（成熟していないバナナの生果実を除く）、ばんじろう属植物、ぱんのき属植物、ばんれいし属植物、ひいらぎとらのお属植物、ヒロセレウス属植物（イエローピタヤ並びに付表第五十二及び第五十五に掲げるものを除く）、ふくぎ属植物（付表第四十に掲げるものを除く）、ぶどう属植物（付表第三十二及び第五十四に掲げるものを除く）、ふともも属植物、マンゴウ属植物（付表第十五から第十七まで、第三十六、第四十八、第五十、第五十七及び第六十一に掲げるものを除く）、ユーゲニア属植物、ランサ属植物、リカニア属植物、ロリニア属植物及びあかてつ科植物の生果実
	(略)	

付表 一〇九十九 (略) (新設)	三〇二二三 (略)	
	(略)	テトラフィラ、レピサンテス・ルビギノサ、わんび、あかたねのき属植物、かき属植物、カリッサ属植物、ぐみ属植物、コーヒーノキ属植物、さくら属植物、とうがらし属植物、とけいそう属植物、なし属植物、なす属植物、なつめ属植物（付表第六十三に掲げるものを除く）、にんめんし属植物、ばしろう属植物（成熟していないバナナの生果実を除く）、ばんじろう属植物、ぱんのき属植物、ばんれいし属植物、ひいらぎとらのお属植物、ヒロセレウス属植物（イエローピタヤ並びに付表第五十二及び第五十五に掲げるものを除く）、ふくぎ属植物（付表第四十に掲げるものを除く）、ぶどう属植物（付表第三十二及び第五十四に掲げるものを除く）、ふともも属植物、マンゴウ属植物（付表第十五から第十七まで、第三十六、第四十八、第五十、第五十七及び第六十一に掲げるものを除く）、ユーゲニア属植物、ランサ属植物、リカニア属植物、ロリニア属植物及びあかてつ科植物の生果実
	(略)	

附 則
この省令は、公布の日から施行する。